

2005 年第 237 號法律公告

《2005 年儲稅券 (利率) (第 10 號) 公告》

(由署理財政司司長根據《儲稅券 (第 4 系) 規則》
(第 289 章，附屬法例 A) 第 7(2)(h) 條訂立)

1. 訂明利率

儲稅券如於 2006 年 1 月 3 日或該日後發出，則其利率須為年息 2.8500%。

2. 修訂附表

《儲稅券 (利率) (綜合) 公告》(第 289 章，附屬法例 B) 的附表現予修訂——

(a) 在第 153 項中，在“該日後”之後加入“而在 2006 年 1 月 3 日前”；

(b) 加入——

“154. 2006 年 1 月 3 日或該日後 年息 2.8500%”。

署理財政司司長
曾俊華

2005 年 12 月 28 日

註 釋

本公告將在 2006 年 1 月 3 日或該日後發出的儲稅券的利息的年利率定為 2.8500%。